

**とやまの農業者応援プロジェクト事業  
実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

## 1 趣旨

この実施要領は、とやまの農業者応援プロジェクト事業実施業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 募集の内容

- (1) 委託業務名 とやまの農業者応援プロジェクト事業実施業務
  - (2) 業務内容 業務委託仕様書 のとおり
  - (3) 委託期間 契約締結から令和8年2月27日まで
  - (4) 委託契約額の上限 **3, 250千円**（消費税及び地方消費税を含む）以内
- ※この契約上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

## 3 参加資格

次の条件の全てを満たす者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
  - ④ 取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
  - ⑤ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - ⑥ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
  - ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式

会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き中若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者
  - ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
  - ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
  - ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
  - ⑫ 県税を滞納している者
  - ⑬ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (5) 失格事項応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
- ① 上記参加資格が備わっていないとき
  - ② 複数の提案書等を提出したとき
  - ③ 提出のあつた提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
  - ④ 提出書類に虚偽又は不正があつたとき
  - ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかつたとき
  - ⑥ この他不正な行為があつたとき

#### 4 プロポーザル参加手続き等

##### (1) スケジュール(予定)

令和7年5月12日(月)午後5時	参加申込書・質問書提出期限
5月14日(水)午後5時	辞退届提出期限
5月21日(水)午後5時	企画提案書等提出期限
5月26日(月)以降	審査会、審査結果通知、契約締結

##### (2) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書(様式1)を令和7年5月12日(月)午後5時まで電子メールで提出してください。※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和7年5月14日（水）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

### (3) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）を令和7年5月12日（月）午後5時までに電子メールで提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、令和7年5月14日（水）までにすべての参加者に電子メールで回答します。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあります。

## 5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた業者は、別紙の仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等をご提出ください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

### (1) 提出書類（様式任意、原則 A4 版）

#### ① 企画提案書

- ・ 企画提案コンセプト、内容、進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュールなど）
- ・ 委託期間内に、より高い事業効果を発揮して委託業務を完了させるための工夫

#### ② 業務実施体制

- ・ 会社概要
- ・ 業務責任者、業務担当者、人員配置・実施体制等
- ・ 過去の類似事例の受注実績

#### ③ 経費見積書

- ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積金額及び内訳を記載してください。

### (2) 提出方法

- (1)の提出書類を電子メールにて提出してください。

### (3) 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時（必着）

## 6 契約候補者の決定

### (1) 審査方法

- ア 契約候補者は、審査員による審査を経て選定します。
- イ 審査委員の審査に当たっては、応募者からのプレゼンテーション選考を行います。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

ウ 審査員の審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により契約候補者を決定します。

① 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がある場合

当該企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

② 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がない場合

全ての審査員の得点を合計し、最も高い点数を獲得した企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

(2) プレゼンテーション選考

プレゼンテーション選考については、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーション選考の参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内いたします。

ア 日時

令和7年5月26日（月）以降で別途調整します。

イ 場所

富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル内会議室など

ウ 内容

企画提案内容の説明及び質疑応答

エ 時間

1者につき35分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答約15分）

オ その他

① プレゼンテーション選考は非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。

② 使用する備品等は、すべて提案者で用意してください。

③ 原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認められません。

(2) 審査基準

別紙審査基準のとおり

(3) 審査結果

審査結果は、後日書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

## 7 契約

契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

## 8 その他

(1) 提案は、参加業者1者につき1案とします。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

- イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
  - (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の付帯費用を含むものとします。
  - (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
  - (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
  - (7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
  - (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
  - (9) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意してください。

## 9 提出・問い合わせ先

富山県農林水産部農林水産企画課（担当：林、経田）

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号（富山興銀ビル11階）

TEL：076-444-3368

FAX：076-444-4407

E-mail：anorinsuisan@pref.toyama.lg.jp